

令和6年度常総市予算編成方針

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行し、経済活動が正常化に向けて動き出した中、内閣府が公表した8月の月例経済報告によると「景気は緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

本市では道の駅の開業やインターチェンジ周辺開発をはじめ、A I まちづくりやアウトドアシティ構想など、新たな転換期を迎えている。また、喫緊の課題である少子化対策や移住・定住の促進、近年頻発する大雨被害への対応など、市民を取り巻く環境の変化についても柔軟に対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、令和6年度予算編成については、昨年度策定した「じょうそう未来創生プラン後期基本計画」で掲げたまちづくりの実現に向けて、下記に基づいて予算編成を進めるものとする。

1 予算編成の基本方針

(1) 道の駅を活用した農商工連携

道の駅常総をはじめとした常総IC周辺の集客効果や情報発信力が、地域の農商工業事業者にとって新たなビジネス創出の機会となることが期待されており、常総体験型コミュニティビジネス、常総市の魅力を知るツアー、コミュニケーション型移動販売、多機能型観光案内所といった事業構想が示されている。これらを踏まえ、施設整備とソフト事業の一体化を図り、道の駅常総の整備効果を市全域に波及することを目指す。

(2) 地域の絆日本一(地域コミュニティ)

少子高齢化の中で、地域コミュニティの希薄化が指摘されており、本市では水害を契機に、地域コミュニティの重要性が再認識された。地域福祉においても「地域共生社会」というあり方が国から示されており、つながりを大切にし、強い絆で支え合う地域づくりを目指す。

(3) 地域資源を活用したアウトドアシティ

新型コロナウイルス感染症や働き方の多様化などを背景に、地方への移

住と共に、キャンプやグランピングなどのアウトドアブームが起きている。首都圏から近く、豊かな自然がある本市には、近年多くのアウトドア愛好家が訪れており、関東平野に広がる広大な田園風景、鬼怒川・小貝川など多くの河川、市内に点在する由緒ある寺社仏閣、本市の自然や歴史・文化は貴重な地域資源となっている。

(4) アフターコロナに向けた地域の活性化

コロナをきっかけに、テレワークやリモート環境の整備が進んだことで働き方が変化するとともに、行政運営においても非接触での対応が求められてきた。また、東京都の転出超過は一時的なものではあったものの、地方への関心は依然高まっている状況である。このような状況の中、道の駅の開業に合わせ市への観光・移住を促進させる取り組みや新産業団地による企業誘致を推し進めるなど、アフターコロナを見据えた施策を展開する。

(5) カーボンニュートラルに向けた取り組み

地球温暖化を始めとする気候変動問題により、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきている。2015年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有された。このような背景から、カーボンニュートラルに向けた取り組みを推進していく。

(6) AI・デジタル化を推進する取り組み

近年、産業だけでなく日常生活においても情報技術の導入・活用が進んでおり、IoTやAIなどの技術革新が進展している。このような情報技術の革新を背景に、国はSociety5.0を始め、デジタル社会の構築に向けた様々な施策を展開している。人口減少や少子高齢化、地域産業の空洞化など、地方ならではの様々な社会課題を抱える中、自治体DXの推進に取り組み、住民生活の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることで、持続可能な行政運営を推進していく。

このほか、次の時代を担う子供たちが安心・安全に暮らせるための施策についてはより充実させていくこととし、市民満足度の向上や子育て世帯の移住・定住につなげていく。

2 予算編成に際しての留意点

- (1) 新規事業については、E B P Mの考え方を取り入れたうえで、既存事業の見直しや削減を行ったもの、財源を確保したものについて、積極的に採用を検討していくものとする。
- (2) 令和4年度に実施した既存事業の棚卸し等の提案において、行政改革推進本部で決定された事項については予算に反映すること。
- (3) 施策を横断的に推進することで、より効果を発揮できるもの、市民に説明がしやすいものについては、必ず関係する部局と連携・調整して要求すること。
- (4) 国の経済対策や少子化対策，防災・減災及び国土強靱化，カーボンニュートラルなどの動向を注視し，新たな国・県支出金の確保を図ること。
- (5) 市税の増収に繋がる施策や使用料及び手数料，財産収入，広告収入等の増収策など，歳入確保を徹底すること。
- (6) 職員の働き方改革を推進するためにも，効率性や生産性を考慮して業務のデジタル化などの見直しを図ること。
- (7) 市単独の扶助費及び補助金等については，人口規模や財政状況も踏まえた給付水準や助成対象の見直しを行うこと。
- (8) 国などの補助事業により任用した会計年度任用職員については，事業が終了している場合，継続して任用をしないこと。また，一般財源で任用している会計年度任用職員については，産休・育休代替等を除き，原則として新規の任用は認めず，既に任用している職員についても，継続する場合は当初配置した経緯を含め，必要性を十分に検討すること。
- (9) 公共施設等総合管理計画に基づく公の施設の再編や大規模改修については，P P P・P F Iの手法等により，民間のノウハウや資金を最大限に活用できるよう，関係機関と調整を図ったうえで要求すること。
- (10) 各部課長にあつては，各課の予算要求が上記に沿ったものであるか十分検証するとともに，廃止・休止・先送りを含めた事業の抜本的な見直しについて，所管部署に対して指示・管理を行うこと。